

平成 2 2 年 第 3 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 2 年 6 月 1 0 日 (木曜日) 午前 1 0 時開議

議案上程 (説明)

- 第 1 報告第 2 号 専決処分事項の報告について
- 第 2 報告第 3 号 専決処分事項の報告について
- 第 3 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 4 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 報告第 6 号 継続費繰越計算書の報告について
- 第 6 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 7 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 8 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 9 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 1 0 承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 1 1 議案第 3 7 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 1 2 議案第 3 8 号 財産の取得について
- 第 1 3 議案第 3 9 号 工事請負契約の締結について
- 第 1 4 議案第 4 0 号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 1 5 議案第 4 1 号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 1 6 議案第 4 2 号 美郷町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正
について
- 第 1 7 議案第 4 3 号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 1 8 議案第 4 4 号 美郷町手数料条例の一部改正について
- 第 1 9 議案第 4 5 号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 2 0 議案第 4 6 号 平成 2 2 年度美郷町一般会計補正予算第 1 号
- 第 2 1 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号
- 第 2 2 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号

第 2 3 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 1 号

第 2 4 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	会計管理者兼 出納室長	坂本昇一君
住民生活課長	鈴木隆君	福祉保健課長	右谷康一君
農政課長	深澤克太郎君	商工観光交流課長	池田茂基君
建設課長	照井智則君	農業委員会 会長	渡邊調君
農業委員会 事務局 長	渋谷新一君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	学務課長	辻一志君
社会教育課長	小林宏和君	幼児教育課長	泉谷隆雄君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班 兼議事班 長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎報告第2号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第1、報告第2号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 2ページ、専決7号 専決処分書をごらんいただきたいと思います。

4月13日から14日にかけての強風によって農業用ビニールハウスが損壊した財物損壊賠償事故について、専決処分をしたので報告をするものでございます。

相手方は*****で、事故の概要ですが、4月13日夕刻に、上深井の旧ALT住宅の冬囲いのパネルが強風により飛ばされ、隣接する農業用ビニールハウスの天井ビニール部分を裂いてしまったものでございます。

5月10日に、3の損害賠償額及び和解の要旨の記載のとおり、示談が成立してございます。なお、損害賠償額につきましては、全額保険で対応してございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、報告第2号の説明が終わりました。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第2、報告第3号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 4ページ、専決第8号 専決処分書をごらんいただきたいと思えます。

4月29日に発生した車両損壊の賠償事故について、専決処分をしたので報告するものでございます。

相手方は*****で、事故の概要ですが、4月29日午前11時ごろ、美郷町武道館弓道場側の駐車場に停車していた*****の軽ワゴン車に、折からの強風により松杉並木の枝が落下し、軽ワゴン車に直撃し、左側上部及びドア部分を破損させてしまったものでございます。

5月24日に、3の損害賠償額及び和解の要旨記載のとおり、示談が成立してございます。なお、損害賠償額につきましては、全額保険で対応してございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、報告第3号の説明が終わりました。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第3、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 報告第4号についてご説明いたします。

平成21年度繰越明許費について、繰越計算書を調整したので報告するものです。

7ページをごらんください。

2款1項総務管理費の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費ですが、昨年度の国の補正予算に係る事業で、平成22年度事業の前倒しを基本とした事業であります。繰越特定財源については、国庫補助金である地域活性化・きめ細かな臨時交付金であります。

3款2項児童福祉費の子ども手当システム導入事業ですが、電算システム改修費として繰り越したもので、特定財源については国庫補助金の子ども手当準備費補助金であります。

4款1項保健衛生費のインフルエンザ予防接種事業費ですが、21年度未接種である優先接種対象者への助成分を繰り越したものでございます。繰越特定財源については、県補助金の新型イン

フルエンザワクチン補助金であります。

6款1項農業費のほ場整備事業支援事業費ですが、本堂城回地区の担い手育成基盤整備事業費負担金を繰り越したものでございます。

8款4項都市計画費の全国瞬時警報システム改修事業ですが、機材の製造及び納品に相当の期間を要するため繰り越したものでございます。財源につきましては、全額国の補助金であります。翌年度繰越の総額は、3億1,908万9,000円であります。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、報告第4号の説明が終わりました。

◎報告第5号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第4、報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 報告第5号についてご説明いたします。

3月31日付で専決処分いたしました平成21年度下水道事業特別会計補正予算第5号の繰越明許費について、繰越計算書を調整したので報告するものです。

11ページをお願いいたします。

1款3項の流域下水道建設事業費負担金について、307万3,000円を翌年度に繰り越したものでありますが、これは、流域下水道事業大曲処理区の工事におきまして、本管の敷設及び汚泥脱水機の更新等の工期延長に伴うものでございます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、報告第5号の説明が終わりました。

◎報告第6号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第5、報告第6号 継続費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(高橋 薫君) 報告第6号についてご説明いたします。

平成21年度継続費について、繰越計算書を調整したので報告するものでございます。

15ページをごらんください。

8款4項都市計画費防災行政無線整備事業で、平成20年度から平成23年度までの継続事業ですが、平成21年度予算現額1億5,201万2,000円のうち平成21年度支出済額1億5,174万6,000円で、残額の26万6,000円を翌年度に逐次繰越したものでございます。

以上です。

○議長(高橋 猛君) これで、報告第6号の説明が終わりました。

◎承認第1号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第6、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(小原隆昇君) 承認第1号 専決処分事項につきましてご説明させていただきます。

18ページをお開きください。

このページにございますとおり、地方税法等の一部を改正する法律及び関連する政令・省令の一部を改正する政令・省令が平成22年3月31日に公布されたことを受けて、同日、専決処分を行ったものでございます。

改正の内容でございますが、議案別紙ではわかりづらい点がございますので、議案資料集にあります新旧対照表にてご説明させていただきます。

議案資料集1ページをお開きください。

お手元の資料、左欄が改正後、右欄が改正前でございます。

改正点の主なものですが、条等を引用しております法律等の改正により、条例中で引用する条項を適正なものに改めたものが大半でございますが、住民生活に関連する部分がございますので、

この点を中心にご説明をさせていただきます。

2 ページをお開きください。

下から5行目以降、第35条の3の2から4ページの第35条の3の3を加えることにつきましては、所得税におきまして、平成23年1月以降、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除が廃止されることにより、給与、公的年金の支払報告書のみで申告が完結される方につきましては、町県民税の非課税限度額等を算出するため、16歳未満の控除対象とならない方も含めて扶養する親族の氏名等を給与支払者である会社、公的年金支払者である年金機構等を通じて申告していただくこととするものでございます。

11ページをお開きください。

第91条たばこ税でございますが、町たばこ税につきましては、1,000本当たり1,320円を増額し、4,618円とするものでございます。たばこ税につきましては、国・地方あわせまして1本当たり3.5円の税率引上となり、うち2分の1、1.75円が地方分でございます。さらにそのうち1.32円分が町の分となるものでございます。

同じページの下段から13ページにかかる附則第17条の3を加えることにつきましては、株式等に係る配当、譲渡益について、毎年の新規投資額で100万円を上限に個人町民税を課さないと規定したものでございます。平成24年から26年までの各年において、町民の方が設定された非課税口座について、最大300万円の新規投資に係る配当、譲渡益について非課税とするものでございます。

議案24ページへお戻りいただきまして、施行期日でございますが、専決処分いたしました条例は、本年4月1日から施行してございます。たばこ税関係につきましては、本年10月1日からの施行。第35条の3に関連する町民税の扶養親族の申告につきましては、平成23年1月1日の施行。附則第17条の3株式に係る配当、譲渡に関する条項につきましては、平成25年1月1日からの施行としてございます。

議案26ページ、中段にございます附則第4条でございますが、たばこ税につきましては、本年10月以降に販売されるたばこのうち、9月までに小売店が仕入れをし、小売店の手持ちとなっているたばこについて、旧税率と新税率の差額の納付について規定したものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、承認第1号の説明が終わりました。

◎承認第2号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第7、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） 承認第2号 専決処分事項につきましてご説明させていただきます。

30ページ、専決処分書でございますとおり、地方税法等の一部を改正する法律、関連する政令・省令の一部を改正する政令・省令が平成22年3月31日に公布されたことを受けて、同日、専決処分を行ったものでございます。

改正の内容でございますが、議案別紙ではわかりづらい点がございますので、議案資料集にあります新旧対照表にてご説明をさせていただきます。

お手元、資料集の17ページをお開きください。

左欄が改正後、右欄が改正前でございます。

改正点の主なものでございますが、国民健康保険税の算定における中間所得者層の負担が過度とならないよう、第4条第2項におきまして基礎課税額の課税限度額を47万円から50万円に、第3項におきまして後期高齢者支援金の課税限度額を12万円から13万円とするものでございます。

第25条につきましては、同様の趣旨で条文内の課税限度額の改正を行っております。

18ページでは、同条中の引用文を改正し、実額で33万円と表記するものとしてございますが、表記を改めたことによる金額そのものの変更はございません。

同じページの下段以降、次のページに続きます第25条の2及び第26条の2を加える改正につきましては、解雇や雇いどめで職を失われた方、非自発的失業者といわれる方で国民健康保険に加入された方を対象としたものでございます。課税の対象となる所得金額のうち、給与所得について、所得金額を100分の30とみなして税額を算定するものでございます。

19ページ、下段以降の附則の改正につきましては、引用する法律等の改正にあわせて引用条項等を改めたものでございます。

議案に戻っていただきまして、32ページでございます。

施行期日でございますが、本年4月1日から施行してございます。

一部租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法並びに地方税法の特例等に関する法律の適用を受ける部分につきましては、本年6月1日からの施行としてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、承認第2号の説明が終わりました。

◎承認第3号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第8、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 承認第3号についてご説明いたします。

37ページの専決第4号をごらんください。

平成21年度一般会計補正予算第12号について、平成22年3月31日付で専決処分したので、報告し、承認をお願いするものでございます。

専決処分の内容ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,119万2,000円を追加し、総額を123億7,532万3,000円とするものです。また、繰越明許費の補正、地方債の補正を行ったものであります。

42ページをお願いします。

第2表繰越明許費の補正でございます。

3款2項児童福祉費の子ども手当システム導入事業につきましては、平成22年6月から子ども手当を交付することになっており、システムの改修が必要であります。年度を越えて改修することとなりますので、繰越明許としたものでございます。

4款1項保健衛生費のインフルエンザ予防接種事業費につきまして、新型インフルエンザ予防接種について、低所得者への国・県の助成が年度を越えて引き続き実施することになっており、町単独助成分についても同様とし、21年度に非接種の希望者に必要な分を繰越明許として設定したものでございます。

6款1項農業費のは場整備事業支援事業費につきましては、事業主体の県が本事業費の明許繰越をするため設定したものであります。事業箇所は本堂城回地区でございます。

次のページですが、第3表の地方債の補正でございます。

合併特例債の借入限度額の補正であり、事業費の確定により起債の額が決定したものでござい

ます。

次に、予算補正の概要について説明します。

46ページをごらん願います。

最初に、歳入をご説明いたします。

2 款の地方譲与税から48ページの10款の交通安全対策特別交付金までにつきましては、3 月定例会以降に交付決定があり、額が確定したことによる補正であります。なお、9 款の地方交付税ですが、こちらは特別交付税の決定によるもので、特別交付税の総額は3 億429万2,000円となっております。

13款 2 項 7 目総務費国庫補助金ですが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金が増額決定となったもので、今回補正分と合わせると2 億3,289万2,000円の交付決定となっております。

14款 2 項 2 目民生費県補助金ですが、保育士の研修支援に対する補助金が追加されたものでございます。

20款町債ですが、事業費が確定したことによる合併特例債の減額です。

次に、50ページ、歳出をご説明します。

2 款 1 項総務管理費、3 款 2 項児童福祉費、8 款 2 項道路橋梁費、10款 1 項教育総務費、5 項社会教育費については、事業費の確定により、国の経済対策臨時交付金を調整したこと、きめ細かな臨時交付金及び県補助金が増額したこと、また、地方債が減額したことによる財源の組みかえを行ったものでございます。

13款 2 項 1 目基金費25節積立金ですが、これは、財政調整基金に1 億3,119万2,000円を積み立てするものです。これにより、財政調整基金現在高は、12億19万2,000円となります。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、承認第3号の説明が終わりました。

◎承認第4号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第9、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 承認第4号についてご説明いたします。

55ページをお願いいたします。

平成21年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号につきまして、平成22年3月31日付で専決処分したので、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

59ページをお願いいたします。

59ページの歳出、2款1項2目23節の償還金利子ですが、本事業特別会計におきまして資金の不足が生じたため、振興資金から一時借入したことにより、振替運用利子といたしまして3万9,000円を補正するものでございます。なお、財源といたしまして歳出の1款2項1目11節需用費を同額減額補正するもので、歳入歳出の総額に変更はございません。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、承認第4号の説明が終わりました。

◎承認第5号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 承認第5号につきましてご説明いたします。

63ページをお願いいたします。

平成21年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第5号につきまして、平成22年3月31日付で専決処分したので、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

65ページをお願いいたします。

1款3項の流域下水道建設事業費負担金につきまして、307万3,000円を翌年度に繰り越したのですが、これは、流域下水道事業大曲処理区の工事におきまして、本管の敷設及び汚泥脱水機の更新等の工期延長に伴うものでございます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、承認第5号の説明が終わりました。

◎議案第37号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 現在人権擁護委員でいらっしゃる東海林鉄郎氏が平成22年9月30日をもって任期満了となるため、後任として山田重悦氏を法務大臣に推薦いたしたく、法の規定により議会の意見を求めるものです。

山田氏は、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でいらっしゃいます。そのため、委員候補として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第37号の説明が終わりました。

◎議案第38号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第38号 財産の取得についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第38号 財産の取得についてご説明いたします。

契約書案は議案資料集23ページ、入札執行の詳細につきましては24ページに記載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

提案の理由でございますが、美郷町北学校給食センターの給食配給方式を、これまでの弁当方式から食缶方式に変更することにより、給食センター備品として自動食器洗浄機を初めとする厨房機器一式の購入について指名競争入札をした結果、盛岡市の株式会社アイホー盛岡営業所に落札となりました。契約金額は2,945万2,500円で、契約に当たり、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第38号の説明が終わりました。

◎議案第39号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第39号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。
議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第39号 工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

契約書案は議案資料集25ページ、入札執行の詳細については26ページに記載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

提案理由ですが、平成24年度開校予定の統合中学校校舎増築工事について、一般競争入札の結果、5億6,175万円で美郷町土崎のはりま建設株式会社に落札となりましたので、契約に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は平成22年度、23年度の2カ年の継続費を設定した事業ですので、契約書案の期限にありますように、工期は議決後の着工、完成が平成23年8月31日としております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第39号の説明が終わりました。

◎議案第40号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第40号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第40号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関

する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が昨年成立いたしましたして、今年の6月30日から施行されることになってございます。これによりまして、関係条例として美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する必要性があり、提案するものでございます。

今回の法律改正のポイントでございますが、子育て期間中の働き方の見直しとして短期労働の義務化、所定外労働いわゆる残業免除の制度化、父親も子育てができる働き方の実現として育児休業取得対象期間の延長、それから、配偶者が専業主婦の場合の育児休業取得の除外規定の廃止等が改正の主な内容でございます。これによりまして、本勤務時間等条例を改正するものでございます。

議案資料集27、28ページをごらんいただきたいと思っております。

新旧対照表により内容を説明させていただきます。

27ページの新旧対照表でございますが、8条の3の1項の次に2項として、3歳までの子を養育する職員について、その子を養育するために請求した場合は、業務に著しい困難が生ずる場合を除き、いわゆる時間外勤務をさせてはならない旨の条文を新たに加えるものでございます。以下、これまでの2項以下を順次繰り下げるものでございます。

次に、第3項でございますが、旧2項の括弧書きの条文により、これまでは、職員の配偶者が養育できる場合は、育児のための早出、遅出勤務等、それから時間外勤務の制限の請求が認められておりませんでした。この括弧書きを削除することによって、これらの請求が認められることとなるという改正をするものでございます。

28ページ等々につきましては、関係条文の整理でございます。

この条例の施行につきましては、6月30日でございます。ただし、6月30日からの実施分について、請求につきましては、この条例の公布の日から請求はできる旨の経過措置を講じているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第40号の説明が終わりました。

◎議案第41号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第15、議案第41号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第41号についてご説明いたします。

提案理由ですが、議案第40号と同様、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行等に伴い、美郷町育児休業等に関する条例の一部を改正したく、提案するものでございます。

議案資料集29ページから30ページまでの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第2条の改正でございますが、こちらは、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業することができると改正するものでございます。さらには非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定を整理しているものでございます。これまで、職員の配偶者が専業主婦の場合は育児休業することができなかったわけですが、今回の改正によって、職員の配偶者が専業主婦の場合であっても職員は育児休業を取得できるようになります。

29ページの下段、第2条の2と、次の30ページ、第3条につきましては、子の出生の日から一定期間、一定期間は50日以内でございますが、この期間に最初の育児休業をした職員は再度育児休業できるよう改正されたことによる文言の整理等々でございます。

次に、30ページの下段から31ページをごらんいただきたいと思っております。

30ページ下段の5条、31ページ9条、それから次の32ページ13条及び19条につきましては、育児休業、育児短時間勤務について、職員の配偶者の就業の有無等にかかわらず育児休業、育児短時間勤務ができることとなる改正等々、それに伴う規定の整理が主なものでございます。なお、31ページの第10条につきましては、それらの改正による条文の整理でございます。

この改正につきましても、施行期日は、前議案第40号と同様6月30日からでございます。また、経過措置につきましても、前議案40号と同様の経過措置を設定してございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第41号の説明が終わりました。

◎議案第42号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第16、議案第42号 美郷町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小原正彦君) 議案第42号についてご説明いたします。

提案理由ですが、指定管理者の事業報告書の作成及び提出期限を、これまでの30日から60日に改正したく、提案するものでございます。

82ページの別紙及び議案資料集34ページ新旧対照表をあわせてごらんいただきたいと思えます。

指定管理者の事業報告書の提出期限は、これまで年度終了後30日としてございましたが、法人等におきましては、税法による申告が事業年度終了の日の翌日から2カ月以内となっております。この期間の整合性を図るために、これまで30日となっていたものを60日以内に改正をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 猛君) これで、議案第42号の説明が終わりました。

◎議案第43号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第17、議案第43号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(小原隆昇君) 議案第43号についてご説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、国民健康保険税の賦課総額に合わせ、税率を改正する必要性が生じたものでございます。

84ページをお開きいただきまして、改正条例の条例案でございますが、詳細につきましては議案資料集にてご説明をさせていただきます。

議案資料集35ページをお開きいただきます。

左欄が改正後、右欄が改正前でございます。

改正案につきましては、被保険者の医療に直接かかわる基礎課税額の税率について改める内容

となっております。

第5条につきましては所得割額の率を規定しておりまして、100分の6.2を100分の6.6に、第6条では資産割額の率を100分の26.3から100分の28.1へ、第7条では被保険者均等割額を2万900円から2万2,300円に、第7条の2では世帯別平等割を2万円から2万1,300円に、特定世帯では1万円を1万650円に改めるものでございます。

36ページへまいりまして、第25条につきましては、減額の規定を改めるものでございますが、第1号では7割減額、第2号では5割減額、第3号では2割減額を定めてございますが、基礎課税額に係る被保険者均等割額、世帯別平等割額の改正にあわせ、それぞれ対応する金額に改正することといたしております。

議案に戻っていただきまして、84ページをお開きいただきます。

附則におきまして、施行期日につきましては公布の日から、適用につきましては平成22年度分以後の年度分の国民健康保険税からとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第43号の説明が終わりました。

◎議案第44号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第18、議案第44号 美郷町手数料条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 議案第44号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、市町村への権限移譲に伴い、町が処理する旅館業の経営の許可等に関する手数料を徴収したく、提案するものでございます。

別紙86ページ並びに議案資料集38ページをお願いいたします。

別紙ですが、美郷町手数料条例別表第1の狂犬病予防の項の次に、「旅館業の許可の申請 1件につき 2万2,000円」を、「営業者の地位承継承認申請 1件につき 7,400円」を加えるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第44号の説明が終わりました。

◎議案第45号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第19、議案第45号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（小林宏和君） 議案第45号につきましてご説明申し上げます。

次のページ、88ページ並びに議案資料集最後のページですが39ページ、新旧対照表をごらん願いたいと思います。

第15条は、利用料金前納規定でございます。左側のアンダーラインのただし書きを追加しまして、施設利用料の納入方につきまして、指定管理者が利用者の利便性を図ることができるよう改正するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第45号の説明が終わりました。

ここで、11時5分まで休憩します。

（午前10時55分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時05分）

◎議案第46号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第20、議案第46号 平成22年度美郷町一般会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第46号 平成22年度一般会計補正予算第1号について説明します。

今回の補正内容は、1億8,910万1,000円を追加するものであります。

95ページをお願いします。

第2表地方債補正ですが、合併特例債の限度額を3,500万円追加するものでございます。

詳細につきましては、歳入より説明いたします。

○社会教育課長（小林宏和君） 98ページ、歳入をお願いします。

12款1項7目でございます。6月19日から7月25日まで予定の高橋清見氏の日本画展におきまして、より多くの町民に観覧していただきたく、減免するものでございます。

以上です。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 13款1項1目3節でございますが、こちらは、広域入所にかかわる国庫負担金でございます。当初16人分を計上しておりましたが、5人分ふえたことによる増額でございます。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 2項4目1節商工振興費補助金でございますが、これは、これまでの街なみ環境整備事業費補助金の名称が社会資本整備総合交付金と変更になったことによるものでございます。

○建設課長（照井智則君） 5目1節道路新設改良費補助金ですが、4月から、国の補助金の制度改正によりまして、これまでの地域活力基盤創造交付金が社会資本整備総合交付金に統合され、補助金の名称を変更するとともに、経済対策として国から追加交付がありまして、道路改良3路線、舗装修繕6路線等に係る補助金を補助率65%で計上しております。

なお、2節、4節につきましては、補助金制度の改正によりまして名称を変更するものでございます。

以上です。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 同じく5節まちづくり推進費補助金については、街路灯整備に充てるための社会資本整備総合交付金で予算内示があり、補正をお願いするものでございます。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 14款1項1目3節でございますが、こちらは、先ほどご説明いた

しました広域入所費の県の負担金でございます。

○福祉保健課長（右谷康一君） 2項2目1節、これは、難聴児補聴器購入費助成事業の県補助金であります。障害者自立支援法に基づく補装具費支給、その対象外になる難聴児に対する補助でございます。補助率は3分の1でございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく5目農林水産業費県補助金であります。これは、今年度から新たに始まる生産調整の制度、戸別所得補償制度の支援策の周知でありますとか、米の計画生産、戦略作物の作付拡大等に要する経費の一部を、県の単独補助金として交付内示があったものであります。

○学務課長（辻一志君） 同じく2項7目1節の小学校費補助金ですが、千屋小学校と東京港区の御田小学校との交流事業に対する県の補助金でございます。20年度、21年度は県のモデル事業として県からの委託により実施しましたが、今年度は秋田発・子ども双方向交流プロジェクト事業の中の双方向交流支援事業という事業名で、県の補助事業となっております。県からの募集に応募していたところ、採択になりましたので、予算計上するものでございます。

その下、5節教育総務費補助金ですが、地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業は、子どもの見守り体制整備の一環としてスクールガードリーダーを各市町村に配置する国の補助事業でございますが、平成18年度から21年度までは県が事業の実施主体となっていた事業でございます。21年度から町が実施主体となるということで、国と県で3分の2、町が3分の1の負担割合で実施することになりましたので、補助分を予算措置するものです。

なお、スクールガードリーダーですけれども、長く防犯関係の事業にかかわってきた六郷地区の湊雄治さんを引き続きお願いしております。

○社会教育課長（小林宏和君） 続きまして、3項7目でございます。羽貫谷地地区の基盤整備施行に伴い、調査委託金を補正するものでございます。事業費の10分の9となっております。

○企画財政課長（高橋薫君） 18款繰越金ですが、21年度予算で予算計上しておいた分が前年度繰越金として見込まれますので、今回の補正財源として、そのうち8,938万7,000円を補正計上しております。

○総務課長（小原正彦君） 19款5項5目1節雑入でございますが、一つ目の宝くじコミュニティ事業助成金につきましては、宝くじ助成としてコミュニティ事業助成金の交付決定がありましたので、補正をするものでございます。

○企画財政課長（高橋薫君） 20款町債でございます。町道新設改良事業債ですが、交付金事業

の追加による合併特例債の増額でございます。

○総務課長（小原正彦君） 続いて、歳出について順次ご説明いたします。

初めに、各款、項、目の2節、3節、4節の人件費につきましては、4月1日付の人事異動による増減等々の調整でございます。各款項目ごとの2節、3節、4節の説明は、省略をさせていただきたいと思います。

それから、4節の共済費についてでございますが、今回は異動分のほかに率改定がございましたので、それによる増が主なものとなっております。

101ページの2款1項1目一般管理費をごらんいただきたいと思います。

11節、18節につきましては、歳入の雑入で説明しました宝くじコミュニティ助成事業としての、イベント等で活用するための展示パネル60枚の購入を予定している経費でございます。

19節につきましては、地域活動拠点整備事業費補助金について、当初、前年実績により計上しておりましたが、不足が生じたので追加をお願いするものでございます。現在4件の部落、町内等々の会館等の改修が申請されております。

次に、102ページをごらんいただきたいと思います。

2目の行政推進費でございますが、こちらは中央行政センターの大型複写機借り上げ料のみさぼーとの負担分として追加をするものでございます。

5目財産管理費でございますが、11節光熱水費は、無償譲渡になった旧保健事業団の電気料を追加するものでございます。修繕費につきましては、旧六郷東根小学校グラウンドトイレの修繕と水道メーターの使用口径変更による交換の費用を追加するものでございます。

12節につきましては、森林保険料、仏沢、湯尻龍川地区の町有林の保険料を追加するものでございます。

13節警備保障委託料につきましては、役場庁舎の深夜の警備保障の実施により追加をするものでございます。

15節、一つ目の庁舎渡り廊下外部シーリング改修工事でございますが、こちらは、役場庁舎と第二庁舎を結ぶ2階渡り廊下の雨漏り修理をするために、シーリングを改修するものでございます。二つ目の千畑除雪センターの排水ポンプ取替工事でございますが、こちらは、排水ポンプが老朽化により使用不能となっておりますので、それらを交換するものでございます。三つ目でございますが、こちらは、庁舎ブラインド等設置工事でございますが、こちらは幼児教育課の事務室にブラインド等を設置するのが主なものでございます。次に、南行政センター通用口床タイ

ル修繕工事でございますが、南行政センターの西側通用口の上り階段部分が割れてしまい、タイル等がはがれてしまいましたので、それらを修繕する経費を追加するものでございます。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 次に、6目企画費18節でございますが、おわび申し上げます。私、先ほど歳入のところの雑入の欄でございますけれども、説明し忘れたところがありますので、一度、100ページのところに、皆さん、お戻りいただきたいと思っております。

100ページ、雑入1節雑入、説明欄の宝くじコミュニティ事業助成金の下に精算金というものがございます。この精算金につきましてのご説明でございますけれども、平成22年3月に解散いたしましたサイクルタウン協議会の残金を収入しようとするものでございます。大変失礼いたしました。

それでは、102ページの企画費の一番下の18節でございますが、これにつきましては、町内各所に配置しております貸し自転車のうち老朽化や破損等の著しいものにつきまして、約5台程度をめどに更新しようとするものでございます。この財源には、歳入の雑入でただいまご説明申し上げましたサイクルタウン協議会の解散剰余金を充てることとしております。

以上でございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 7目電子計算費ですが、13節は、使用不能となったパソコンプリンター廃棄業務委託料と、中央行政センターにある大型プリンターを役場庁舎に移設する委託料でございます。

14節は、ふれあいセンターのコピー機の予算組みかえによる減であります。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 8目の交通安全対策費でございますが、11節は、破損したカーブミラーの修繕に対応するため、補正をお願いするものでございます。

○学務課長（辻 一志君） 12目の負担金及び補助金ですけれども、歳入でご説明しましたとおり、千屋小学校と東京の御田小学校との交流事業に対し、歳入で計上いたしました県補助金について千屋小に補助するものでございます。当初一般財源で予算措置しておりました児童派遣費等補助金10万円を減額し、県補助金と同額を増額するものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 13目公共施設再編事業費でございますが、8節、11節につきましては、5月27日に設置した美郷町学校再編による空き施設等活用住民検討委員会の委員報酬及び会議経費をお願いするものでございます。

13節、15節は、かねてから指摘のありました第二庁舎の農政課事務室の改修に伴う工事費、設計費、それからLAN配線の改修経費を追加するものでございます。工事の概要につきまして

は、入り口のアーチ状の間仕切りを撤去し、その部分に引き違いのドアを設置するとともに机等々の配置を整理するものでございます。

次に、104ページをごらんいただきたいと思えます。

4項3目参議院議員選挙費でございますが、こちらは、投票用紙の読取分類をする機器の購入予定をしてございましたが、国からの執行経費の範囲内で実施するために、この備品購入を借り上げに変更するものでございます。それに伴うシステム設定委託料等々を追加、計上するものでございます。この経費等々につきましては、国の施行経費の範囲内で実施する予定でございます。

○福祉保健課長（右谷康一君） 続きまして、3款1項2目の19節でございます。自動車改造費補助金であります。町の単独事業でありますけれども、身体障害者の社会参加を促進するため、自動車改造に要する経費の一部を助成するものでございます。一人分を計上してございます。

20節でございます。これは、先ほど歳入で説明しました補装具の給付費でございます。障害者自立支援法に基づく補装具費支給の対象外となられる難聴児に対する補助でございます。3人分を計上してございます。

○社会教育課長（小林宏和君） 続きまして、3目13節でございます。中央ふれあい館の玄関2カ所の保守点検費を計上してございます。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 106ページをお願いします。

2項5目7節の賃金でございますが、こちらは入園児数、入園児がふえたことに伴っての臨時保育士賃金の増額補正でございます。

11節は、通園バスの故障等がございまして、今後、修繕料の不足が見込まれるための補正でございます。

13節は、広域入所の保育業務委託料でございます。

15節は、電気保安協会の指導による高圧気中開閉器の取りかえ工事費でございます。

6目13節の委託料でございますが、こちらは、放課後児童クラブバスの運行回数がふえたことに伴っての増額補正でございます。

○福祉保健課長（右谷康一君） 続きまして、4款1項2目8節でございます。これは、新しく取り組みます子宮頸がんワクチン接種の研修会の講師謝礼を計上してございます。

11節、これにつきましては、同じく子宮頸がんワクチン接種のための予診票、請求書などの印刷製本を見込んでございます。

12節でございます。これにつきましては、同じく子宮頸がんワクチン接種の受診通知の送付料を見込んでございます

13節、予防接種委託料でございますけれども、これにつきましては、22年4月1日から日本脳炎の予防接種が再開されてございます。第1期初回接種として3歳児139名の2回接種分、214万2,000円を計上してございます。もう一つは、子宮頸がんワクチンの予防接種費用でございます。中学1年生から3年生まで273名、3回分を計上してございます。補助率は、3分の2となっております。なお、生保世帯につきましては、全額公費負担で行いたいと考えてございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 2項1目清掃費でございますが、10月から有料となります粗大ごみの収集については、従来のごみ収集所への排出から戸別収集となることから、事前に申し込みが必要となります。このため、住民からの申込受付と業者への取り次ぎをシルバー人材センターに委託したいと考えております。その経費といたしまして、11節に住宅地図購入費、13節には今年度必要であります2カ月分の委託料の補正をお願いするものでございます。

○建設課長（照井智則君） 続きまして、3項1目28節繰出金でございますけれども、簡易水道特別会計への繰出金でございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 108ページをお開き願いたいと思います。

6款1項3目7節でございます。今年度から新たに始まります戸別所得補償制度の加入申請書のデータ入力や、農政事務所へ提出する各種書類の整理等に事務補助員を雇用したく、補正をお願いするものでございます。

それから、11節需用費であります。戸別所得補償システムの新しいシステム代でございます。

○社会教育課長（小林宏和君） 同じく14節でございます。ふれあいセンターのコピー機借り上げで、予算の組みかえでございます。

○建設課長（照井智則君） 続きまして、8目11節需用費でございますけれども、あつたか山グリーンパークグラウンドゴルフ場のゴールポスト24基分の更新経費でございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく13節であります。本堂城回地区経営体育成整備事業の中で、暁集落8.8ヘクタールの編入の要望が出てきております。これに際しまして、地形図の作成、測量調査委託料でございます。

19節であります。これは、22年度当初にはございませんでしたが、農業水利施設が有する多面的機能、水資源の涵養、洪水の防止、環境保全等地域と連携して管理体制を整備するというこ

で、これは平成12年度から5年ごとに継続されてきた事業でありましたが、22年度第3期を行うかどうかということの結論が出てございませんでした。先般、22年度から26年度まで事業を継続するという方針が出ております。この事業につきましては、国50%、県25%、町25%ということになってございます。事業実施主体は仙北平野土地改良区、田沢疏水土地改良区、南旭川水系土地改良区でございます。負担金の補正をお願いするものでございます。

○建設課長（照井智則君） 同じく28節繰出金は、農業集落排水特別会計への繰出金を減額するものでございます。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 7款でございます。

7款2目商工振興費でございます。

9節は、企業誘致のための出張旅費を追加計上したものでございます。

次の19節は、現在進めております美郷まると地販地消事業のうち、地販地消応援の店として認定された町内の商店や加工場、飲食店などに、そのしるしとして店前に設置していただくあんどん購入費に対する補助金を追加して計上させていただくものでございます。30事業所ほどを予定しております。

同じく3目観光費でございますけれども、7節は大台野広場に管理人一人を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

11節の消耗品でございますけれども、これは、ラベンダー園を宣伝するのぼり旗を更新するものでございます。表示も「千畑ラベンダー園」から「美郷町ラベンダー園」と表示することといたしております。

18節は、雁の里山本公園内のサッカーゴールとネットを更新するものでございます。

同じく4目温泉施設費でございます。

11節から15節までは、六郷温泉あったか山源泉の水中ポンプの故障に伴い、業者からポンプを借用する費用、故障した水中ポンプの修繕と、これを再設置するための費用、加えて原泉内部、いわゆるケーシング管といわれるものの内部の老朽化の状況や破損の有無を検査する経費を計上しているところでございます。

○建設課長（照井智則君） 続きまして、111ページをお願いいたします。

8款2項18節備品購入費でございますけれども、これは、維持管理用の草刈り機3台の購入費用です。

同じく3目13節委託料は、橋梁の長寿命化修繕計画策定のため、15メートル以上の橋梁61橋を追加調査いたしたく、それらの経費でございます。

同じく15節工事請負費は、経済対策といたしまして国から追加交付された社会資本整備総合交付金を財源とするもので、道路改良3路線、舗装修繕6路線等の工事費で、工事施工個所につきましては、今日配付しております施工箇所図に明記してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

22節補償補填費は、南今泉上石町線の電柱移転5本に要する経費でございます。

同じく4目13節委託料、15節工事請負費でございますけれども、千畑地区善知鳥川にかかる木橋、向川原橋の床板修繕のための経費でございます。

以上です。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 4項3目は、財源の組みかえでございます。

○建設課長（照井智則君） 112ページをお願いいたします。

5項1目28節繰出金は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 9款1項5目災害対策費の19節負担金補助ですが、一般住宅への火災警報器設置につきましては消防法により義務づけられており、平成23年5月31日まで設置することとしております。このため、火災警報器の設置促進による生活基盤の安全安心を確保するため、全世帯を対象に火災警報器の購入費の2分の1、5,000円を限度額として補助いたしたく、対応額の補正をお願いするものでございます。

○学務課長（辻 一志君） 10款1項1目教育委員会費の9節旅費ですけれども、東北六県の教育委員研修の旅費でございます。

2目事務局費の8節報償費ですが、先ほど歳入でご説明しましたスクールガードリーダーの報償費でございます。

113ページ、小学校の学校管理費の13節委託料でございますが、千畑南小学校と仙南西小学校のトイレ排水管の清掃を行う清掃委託料と、それから同じく13節の特殊建築物定期調査委託料ですけれども、建築基準法の規定によって学校や病院、旅館など多くの人が利用する建築物については、構造の強度や耐火構造などについて建築物の調査を行い、結果を定期的に報告することが義務づけられておりますが、秋田県の場合、学校については西暦偶数年に調査することになっておりますので、その調査委託経費について、小学校6校分の補正をお願いするものでございます。

同じく中学校費の13節委託料も同様で、中学校3校分の定期調査委託料でございます。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 114ページをお願いいたします。

4項1目幼稚園費11節でございますが、こちらは、雪消え後の遊具の点検結果に基づく遊具の修繕料の補正でございます。

○社会教育課長（小林宏和君） 続きまして、5項1目でございます。

社会教育主事資格取得のための9節旅費と11節講習会資料代を計上してございます。

続きまして、3目文化財保護費でございますが、県から委託を受けます県営基盤整備事業、羽貫谷地地区の谷地中遺跡発掘調査に要する経費でございます。4節は作業員の保険料、7節は17名の作業員賃金、11節は水中ポンプ、写真現像代、それから筆記用具等一式を計上しています。12節はし尿のくみ取り手数料、13節は表土のはぎとり及び調査くい打ちの委託料を計上しています。14節につきましては、プレハブ、鉄板の賃借料を計上してございます。

続きまして、6項1目11節、これにつきましては公用車のタイヤの更新です。

19節につきましては、町内の自転車競技場で行われます大会への助成要望が県の高等学校体育連盟よりございまして、自転車競技振興のため支援するものでございます。

2目につきましては、武道館の入り口通路のタイルの補修工事でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第46号の説明が終わりました。

◎議案第47号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第21、議案第47号 平成22年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 議案第47号についてご説明いたします。

195万3,000円を追加する補正となっておりますけれども、今回の補正は、国保税の上昇を極力抑えるべく、前年度繰越金から1億円、さらに基金より3,000万円を取り崩しいたしまして、一般被保険者国民健康保険税に充当しております。また、非自発的失業者の税算出システムの導入費用、それから老人保健拠出金の精算確定による補正がその主な内容でございます。

127ページをお開きください。

歳入であります。

1 款 1 項 1 目 1 節医療給付費分 1 億213万4,000円を、2 節では後期高齢者支援金分864万6,000円を、3 節では介護納付金分といたしまして1,966万2,000円を減額するものでございます。

2 目退職被保険者国民健康保険税につきましては、税の改定後の税率により算出し、その増減を補正するものでございます。

3 款 2 項 1 目 1 節でございます。これは、非自発的失業者のシステム導入に対する補助金でございます。

128ページでございます。

4 款 1 項 1 目 1 節は、退職者医療分の医療費の補助金を減額するものでございます。

9 款 2 項 1 目 1 節は、基金より3,000万円を繰り入れするものでございます。

10 款 1 項 2 目 1 節、前年度繰越金から 1 億円を計上してございます。

11 款 3 項 8 目、これは、老人保健拠出金の還付金であります。精算により確定したものでございます。

次に、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目13節、これは、リストラ、倒産などによる非自発的失業者の前年所得を100分の3とする。それでもって保険税を算定するとなっておりますので、そのシステムの導入費用でございます。

2 款 1 項 1 目と 2 目につきましては、財源内訳の組みかえとなっております。

国民健康保険特別会計の補正は、以上でございます。

なお、この補正につきましては、6 月 2 日に開催いたしました国民健康保険運営協議会において承認されてございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第47号の説明が終わりました。

◎議案第 4 8 号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第22、議案第48号 平成22年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第48号についてご説明いたします。

初めに歳出からご説明いたしますので、138ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目一般管理費ですが、職員の人事異動により職員手当等を調整する必要が生じたため、3節の職員手当を減額し、4節の共済費を増額するものです。

次に、137ページをお願いいたします。

歳入の5款1項1目ですが、これらの財源とするため、一般会計から32万5,000円を繰り入れるものです。

これによりまして、歳入歳出総額予算3億7,837万9,000円となります。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第48号の説明が終わりました。

◎議案第49号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第23、議案第49号 平成22年美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第49号についてご説明いたします。

初めに歳出をご説明いたしますので、150ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目一般管理費ですが、3節、4節は、職員の人事異動により職員手当等を調整する必要が生じたため、増額するものです。

14節使用料は、公共下水道加入に際して生じます受益者負担金の計算ソフトのリース期間満了に伴い、再リースのための経費です。

19節負担金補助でございますけれども、美郷町総合計画後期基本計画の上下水道の整備拡充を図るため、公共下水への加入に際し、接続工事費の一部を助成するもので、補助率3分の1、上限額を10万円として25戸分を計上してございます。なお、補助は4月からの実施となります。

次に、149ページをお願いいたします。

これらの財源とするため、3款1項1目ですが、一般会計から274万7,000円を繰り入れるものでございます。

これによりまして、歳入歳出総額1億7,583万4,000円となります。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第49号の説明が終わりました。

◎議案第50号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第24、議案第50号 平成22年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第50についてご説明いたします。

初めに歳出からご説明いたしますので、162ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目一般管理費ですが、2節、3節、4節は、職員の人事異動により職員手当等を調整する必要が生じたため、減額補正するものでございます。

19節負担金補助は、美郷町総合計画の後期基本計画の上下水道の整備充実を図るため、農業集落排水への加入に際し、接続工事費の一部を助成するもので、補助率3分の1、上限額を10万円として、5戸分を計上してございます。なお、助成は4月からの実施となります。

同じく県互助会の負担金でございますけれども、職員の異動に伴うものでございます。

次に、161ページをお願いいたします。

これらに必要とする財源といたしまして、歳入の4款1項1目でございますけれども、一般会計からの繰入金10万2,000円を減額するものでございます。

これによりまして、歳入歳出予算総額2億31万7,000円となります。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第50号の説明が終わりました。

なお、先ほど説明をいただきました議案第47号 平成22年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号について訂正があるようでありますので、許可いたします。福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 先ほど、議案第47号の129ページ、1款1項1目13節の中で、私、100分の3と説明いたしました。100分の30でございます。訂正いたします。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

明日、午前10時、本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時50分）